

議案第100号

松阪市産業振興センター条例の一部改正について

松阪市産業振興センター条例（平成17年松阪市条例第168号）の一部を次のように改正する。

平成29年9月26日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市産業振興センター条例の一部を改正する条例

松阪市産業振興センター条例（平成17年松阪市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

2 前項の施設に当該施設の一部として貸館のための施設を松阪市日野町788番地に設置する。

第3条第1項中「午前9時から午後9時までとする」を「別表に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該別表に定めるとおりとする」に改める。

第6条中「許可と同時に」を「許可の際に市長が指定する日までに」に改める。

別表中「第6条関係」を「第3条、第6条関係」に改め、同表中「時より」を「時から」に改め、同表に次のように加える。

施設の名称		基本使用料（単位 円）					
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		午前10時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前10時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前10時から午後10時まで
展示室	使用料	2,060	4,600	4,130	6,660	8,730	10,790
	冷暖房料	370	750	750	1,320	1,700	2,260
会議・セミナー室	使用料	1,840	4,130	3,710	5,970	7,840	9,680
	冷暖房料	370	750	750	1,320	1,700	2,260

別表備考1中「基本使用料」を「使用料」に、「祭日」を「祝日」に改め、同表備考2中「、祭日」を「及び祝日」に、「1.2倍」を「使用料の1.2倍」に改め、同表備考3中「1の位を」を「これを」に改め、同表備考に次のように加える。

4 展示室及び会議・セミナー室は、それぞれ半面貸しにより使用することができる。この場合における使用料及び冷暖房料は、基本使用料の半額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日前においても、施設の使用許可手続のために必要な準備行為をすることができる。